

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十五日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十六号

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良県庁舎管理規則（昭和四十四年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次の一号を加える。

九 庁舎管理者が撮影、録音その他これらに類する行為（以下「撮影等」という。）をあらかじめ認める場所又は場合以外において撮影等を行うこと。

第二号様式中

「8 無人航空機その他これに類する物を飛行させること。」を「を

「8 無人航空機その他これに類する物を飛行させること。

9 庁舎管理者が撮影等をあらかじめ認める場所又は場合以外において撮影等を行うこと。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。